

不良債権の状況

当金庫は貸出資産の健全性を確保するため、審査態勢の強化に努め、不良債権処理を積極的にすすめるとともに、十分な貸倒引当金を引き当てており、経営の健全性を維持しております。

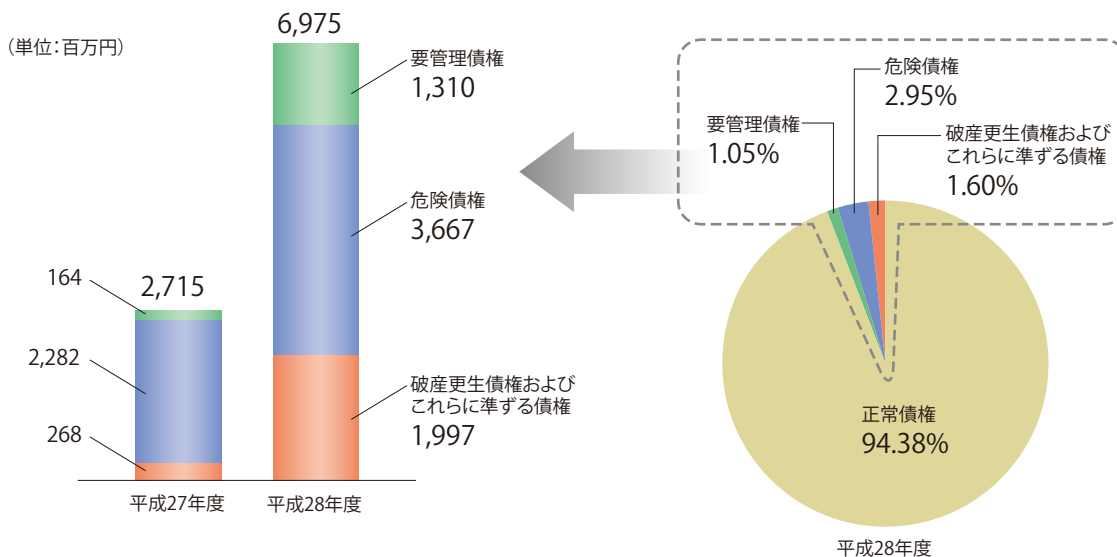
金融再生法に基づく開示債権および同債権に対する保全状況

(単位:百万円)

区分	開示残高 (A)	保全状況					
		保全額 (B)	担保・保証等による回収見込額 (C)	貸倒引当金 (D)	保全率 (B) / (A)	引当率 (D) / (A-C)	
金融再生法上の不良債権	平成27年度	2,715	2,679	1,625	1,053	98.67%	96.68%
	平成28年度	6,975	6,315	3,636	2,678	90.52%	80.21%
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	平成27年度	268	268	185	82	100.00%	100.00%
	平成28年度	1,997	1,997	801	1,195	100.00%	100.00%
危険債権	平成27年度	2,282	2,282	1,367	914	100.00%	100.00%
	平成28年度	3,667	3,667	2,232	1,435	100.00%	100.00%
要管理債権	平成27年度	164	128	72	56	78.06%	60.92%
	平成28年度	1,310	650	602	47	49.59%	6.73%
正常債権	平成27年度	62,066					
	平成28年度	117,293					
合計	平成27年度	64,781					
	平成28年度	124,268					

上記項目の説明

- 「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権(以下、破産更生債権等という)です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権で、上記1.2.3.以外の債権をいいます。
- 「担保・保証等による回収見込額」とは、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 破産更生債権およびこれらに準ずる債権ならびに危険債権の貸倒引当金は個別債務者区分ごとに損失額を算定し、その相当額を引当てした額です。また、要管理債権の貸倒引当金は貸倒実績率に基づいて算定した引当額です。
- 「保全率」は、金融再生法上の不良債権に対し、担保・保証、貸倒引当金にてカバーされている割合です。

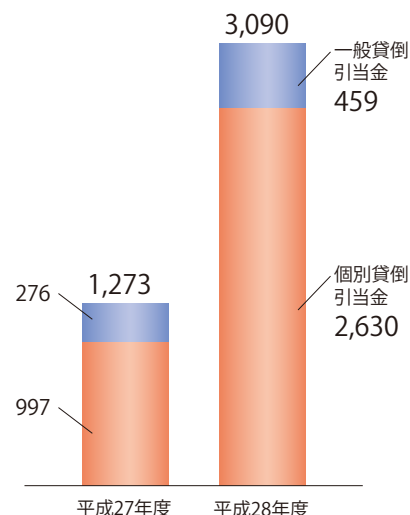


※金額単位未満および小数点第3位以下は切り捨てて表示しております。
※平成27年度の計数は、旧江差信用金庫の数値を掲載しております。

貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成27年度	234	276	—	234	276
	平成28年度	276	681	—	498	459
個別貸倒引当金	平成27年度	1,348	997	168	1,180	997
	平成28年度	997	4,275	—	2,641	2,630
合 計	平成27年度	1,583	1,273	168	1,415	1,273
	平成28年度	1,273	4,957	—	3,140	3,090



貸出金償却の金額

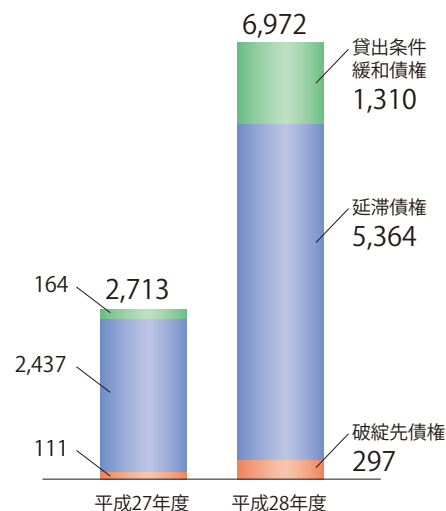
(単位:百万円)

	平成27年度	平成28年度
貸 出 金 償 却	4	—

信用金庫法に基づくリスク管理債権および同債権の引当・保全状況

(単位:百万円)

区 分		残 高 (A)	担保・保証 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C) / A
破 綻 先 債 権	平成27年度	111	77	33	100.00%
	平成28年度	297	69	227	100.00%
延 滞 債 権	平成27年度	2,437	1,474	963	100.00%
	平成28年度	5,364	2,961	2,402	100.00%
3か月以上延滞債権	平成27年度	—	—	—	—
	平成28年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	平成27年度	164	72	56	78.06%
	平成28年度	1,310	602	47	49.59%
合 計	平成27年度	2,713	1,624	1,053	98.67%
	平成28年度	6,972	3,633	2,677	90.52%



上記項目の説明

- 「破綻先債権」とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
 - 会社更生法または金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
 - 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
 - 破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
 - 会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
 - 手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
- 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
 - 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - 債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
- 「3か月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
- なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引き当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
- 「担保・保証」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 破綻先債権、延滞債権の貸倒引当金は個別債務者区分ごとに損失額を算定しその相当額を引当てした額です。また、貸出条件緩和債権の貸倒引当金は貸倒実績率に基づいて算定した引当額です。
- 「保全率」は、リスク管理債権額に対し、担保・保証、貸倒引当金にてカバーされている割合です。

※金額単位未満および小数点第3位以下は切り捨てて表示しております。
 ※平成27年度の計数は、旧江差信用金庫の数値を掲載しております。